# 中 の概要および実施

地域 協定 認定 区分 集落名 年月日		協定参加者(人)		協定農用地 交付金額(円)		配分割合(%)		農業生産活動等の実施状況	
特認地域	三ツ澤	H27.9.25	農業者 105	非農業者 30	面積(㎡) 143,069	2,380,469	共同活動 100	農業者	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・景観作物の作付け等
特認地域	或合計(A)		105	30	143,069	2,380,469			
法指定地域	折居	H27.9.25	46	8	108,247	1,818,549	50	50	<ul><li>・耕作放棄地対策等</li><li>・水路、農道等の維持管理等</li><li>・周辺林地の下草刈り等</li></ul>
	御杉	H27.9.25	32	1	98,499	1,654,783	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等
	武田	H27.9.25	40	0	91,643	1,539,602	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・景観作物の作付け等
	北宮地	H27.9.25	45	32	166,297	2,793,789	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り、景観作物の作付け等
	上円井	H27.9.25	61	0	288,067	6,049,407	68	32	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等
	下円井	H27.9.25	30	6	63,194	1,061,659	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等
	中谷	H27.9.25	50	10	134,352	3,443,922	50	50	<ul><li>・農地法面の崩壊の未然防止等</li><li>・水路、農道等の維持管理等</li><li>・周辺林地の下草刈り、棚田オーナー制度実施等</li></ul>
	入戸野	H27.9.25	26	0	75,358	1,266,014	50	50	<ul><li>・農地法面の崩壊の未然防止等</li><li>・水路、農道等の維持管理等</li><li>・周辺林地の下草刈り等</li></ul>
	鍋山	H27.9.25	49	0	217,415	3,652,572	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・景観作物の作付け等
	青木	H27.9.25	59	66	115,824	1,945,843	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等
法指定地域合計(B)		438	123	1,358,896	25,226,140				
総合計 (A) + (B)		543	153	1,501,965	27,606,609				

問い合わせ 産業観光課

農林振興担当 内線224

動等を定めた集落協定を 集落と市が5年以上継続 用地を対象に、該当する ■要件 て行われる農業生産活 振興8法地域の傾斜農 特定農山村法などの 取り組みます。 地

保していくことを目的と 棄地の増加が深刻化する 農業者の高齢化・耕作放 る制度で した集落の や農地の多面的機能を確 自然的・ 山間地域等において、 国・県・ 担い手農業者の確保 社会的条件が不利な 経済 取り組みに対 市が支援す

要領の運用第16により、 次のとおり公表します。 施要領第12および同実施 集落の活動状況を中山間 域等直接支払交付金実 平成30年度に実施

# 農作業雇用労賃【標準額】

平成31年度の農作業雇用労賃【標準額】を別表 1のとおり決定しました。

※標準的な料金を示すものであり、圃場条件や作業 条件など勘案して当事者間の協議により 決定することを前提としています。作業 項目にない作業についても協議のうえで 決定してください。

### [別表1] 平成31年度農作業雇用労賃(標準額)

区分	単位	作業内容	標準額				
	10 a	耕起	8,000円				
耕耘		代掻 (耕起してある場合)	8,000円				
		代掻 (耕起してない場合)	16,000円				
機械田植え	10 a		8,000円				
稲刈り(バインダー)	10 a	(ヒモ代別)	8,000円				
脱穀機	10 a	(自脱)	8,500円				
コンバイン作業	10 a	刈取り脱穀 (ヒモ代別)	16,500円				
	30kg	乾燥 (米)	600円				
乾燥・籾摺り		乾燥 (麦)	700円				
		籾摺り	300円				
一般農作業	1⊟	8 時間	7,200円				
William Control to the control to th							

※労働時間は、1日8時間を基準とする。 ※機械作業は、燃料代を含むものとする。

# 農地の賃借料を公表

平成30年1月から12月までに締結(公告)され た賃貸借における賃借料水準(10a当たり)を別表 2のとおり公表します。

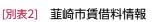
※この情報はあくまで参考であり、実際の契約に関 する賃貸料は、貸し手・借り手が

よく話し合って決めてください。

<u>Ψ</u>

地に

比べ



[的教2] 亚则仍负旧作用权								
対象の部	地域名	平均額	最高額	最低額	データ数			
田 (水稲)		8,400円	13,600円	2,800円	73			
畑・普通畑		12,900円	15,000円	10,300円	27			
畑・樹園地 (桃・葡萄・林檎)	韮崎市 全域	18,500円	21,400円	5,000円	120			
畑・樹園地 (その他果樹)	±-₩							
牧草畑								

- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 斜線部分は、データ数が少ないため算出できません。5件以上の -タを基に算出しています。
- 賃借料は、算出結果を四捨五入し100円単位で表したものです。

## ■問い合わせ

農業委員会事務局(内線 226)